

貸切バスの運賃・料金のしくみ



日本バス協会キャラクター

お客様の安全のために
貸切バスの運賃・料金の制度が変わりました

～運賃・料金は、定められた範囲の中で頂くことになっています～

合理的でわかりやすい
「時間・キロ併用制運賃方式」へ移行しました。

バス会社は、時間・距離に応じて、運賃等の上限・下限を定めて
運輸局長に届け出ており、この範囲内で運賃等を頂くことになっています。
バス会社は、下限運賃を下回ると、違反となり、処分されます。



貸切バスの運賃・料金の計算方法

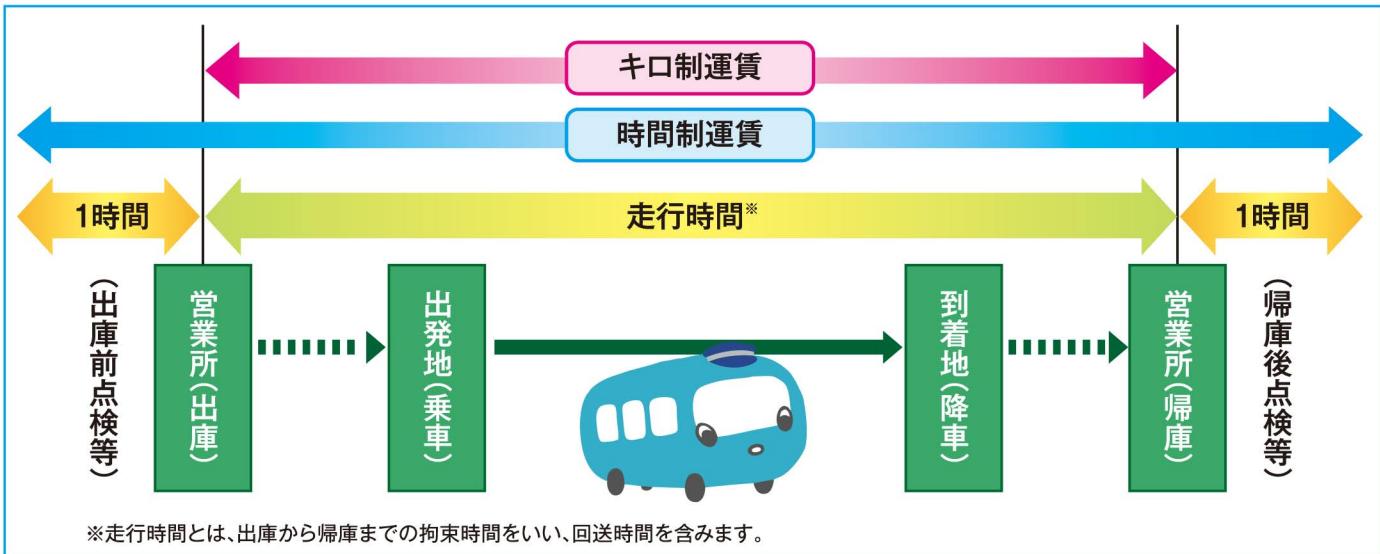
①運賃（時間制運賃 + キロ制運賃）

時間制運賃=(走行時間+2時間)×時間単価

最低3時間 点検等時間 30分未満切り捨て、30分以上切り上げ

キロ制運賃=走行キロ×キロ単価

10キロ未満は10キロに切り上げ



②料金（交替運転者配置料金 + 深夜早朝運行料金 + 特殊車両割増料金）

交替運転者配置料金

法令により、実車距離(乗車地点から降車予定地点まで距離)が原則500km(午前2時から午前4時にかかる夜間運行の場合は原則400km)を超える場合又は運転時間が原則9時間を超える場合は、交替運転者の配置が必要となります。

交替運転者の配置が義務付けられる場合、及び、交替運転手の配置について運送申込者と合意した場合には、交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額が適用されます。

深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る「1時間あたりの運賃」及び「交替運転者配置料金の1時間あたりの料金」については、2割増以内の割増料金となります。

特殊車両割増料金

以下の車両については、運賃の5割以内の割増料金を適用することができます。

- 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両
- 「当該車両購入価格を座席定員で除した単価」が「標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した価格」より70%以上高額である車両

③実費

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料等運送以外の経費が発生した場合は旅客の実費負担となります。

貸切バスの運賃・料金=①運賃+②料金+③実費

※別途消費税が、かかります。



運賃・料金の額

(単位:円)

			上限額	下限額
運 賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	160	110
		中型車	130	90
		小型車	110	80
	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,660	5,310
		中型車	6,470	4,480
		小型車	5,550	3,850
料 金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	20	
		時間制料金 (1時間当たり)	3,340	2,310
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替 運転者配置料金 (時間制料金)の2割増以内	
	特殊車両割増料金	運賃の5割以内		

※上記は、中部運輸局の公示額です。



運賃の割引

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体、学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学または、通園する者の団体については割引が適用できます。ただし、下限額を下回ることはできません。

バスの種類

大型車

車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車

大型車、小型車以外のもの

小型車

車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下



具体的な計算例

日帰りのケース(8時出庫~21時帰庫:大型バス1台当たり)

☆走行時間13時間+2時間(出庫前、帰庫後点検等それぞれ1時間)
(内、運転時間7時間)

☆走行距離 450km(出庫から帰庫)

《①運賃》 時間制 $7,660\text{円} \times 15\text{時間} = 114,900\text{円}$

+ キロ制 $160\text{円} \times 450\text{km} = 72,000\text{円}$

= **186,900円** — ①

《②料金》交替運転者の配置料金、深夜早朝運行料金

ともに該当しないため、料金なし

⇒0円 — ①



運賃・料金合計(①+②)=186,900円+消費税



貸切バスの調達に係る入札等における留意点

(1) 運賃及び料金

① 制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届け出た運賃及び料金である必要があることに注意してください。

② 貸切バス運賃・料金の計算方法

平成26年4月より、運行の安全性を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始されました。

新運賃制度では、運行開始(出庫)から運行終了(帰庫)までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間(2時間)を加えた時間に、時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。

各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃を公示しています。

公示運賃の下限を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命・身体の安全が十分確保されない恐れがあることに十分ご留意ください。

(2) 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することをお勧めします。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

(3) 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされています。しかし、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことをお勧めします。

(国土交通省自動車局 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインより抜粋)

公益社団法人 愛知県バス協会

〒451-0045 名古屋市西区名駅二丁目21番14号
大都名駅ビル1階

☎ 052-551-5484